

会議録

会議の名称	第2回西東京市中小企業等資金融資検討委員会
開催日時	令和元年8月16日（金） 午後6時30分から午後7時30分まで
開催場所	保谷庁舎2階会議室
出席者	<p>石坂 裕二 委員長 小関 俊典 副委員長 村山 浩宜 委員 安保 謙一郎 委員 金子 大輔 委員</p> <p>[事務局] 小菅 真秀 産業振興課長 山田 公一 産業振興課商工係長 市川 孝輔 産業振興課商工係主任 小松 聡覚 産業振興課商工係主事</p>
議題	(1) 新たな融資制度の検討について
会議資料の名称	資料1 第1回西東京市中小企業等資金融資検討委員会会議録 資料2 借換融資あっせん制度の検討について（案） 資料3 借換融資予算想定について（保証料補助の限度額がない場合）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	

1 開会

委員長：

開会前に報告する。本日欠席委員は松岡委員である。定足数に達しているため、会議を開会する。

傍聴者の確認をする。

事務局：

いません。

委員長：

本日の会議資料について、事務局から確認をお願いします。

2 議題

(1) 新融資制度のあり方について（資料1～3に基づき説明）

事務局：【資料2 1 借換融資あっせん制度の導入目的の検討】

新融資制度のあり方について、前回の委員会でご意見をいただいたことを踏まえ、本市の新たな融資メニューとして借換融資の導入を予定している。

前回の委員会で、①～③の主な意見をいただいた。本市の新たな制度の導入目的、効果を考える上で、

A：「事業者の月々の返済負担を減らす。」

B：「事業者に円滑な資金供給を促進し、事業を拡大する。」

A、Bのどちらの目的を主軸に実施した方が良いか検討いただきたい。

委員長：

各委員から意見、質問を求める。

B委員：

事業者にとって、円滑な資金供給をすることが重要である。導入目的として、Bが良いと考える。

C委員：

前向きな資金供給を目指すためにもBが良いと考える。

A委員：

同意見で、Bが良いと考える。

委員長：

それでは、借換融資あっせん制度の導入目的をBとすることで、異議はないか。

(異議なし)

事務局：【資料2 2 借換融資あっせん制度の内容検討について】

先ほどの制度導入の目的を踏まえまして、新たな融資あっせん制度への検討事項(案)の各項目について、ご検討をいただきたい。

利用条件：①～⑤の条件を基にどの条件が、必要かご検討をいただきたい。

融資限度額：1,000万円から1,500万円を考えている。

償還期間：融資限度額の増額に合わせて、10年まで引き延ばしを考えている。

保証料の補助：本市の予算を考えると、保証料の補助は「なし」または、市の上限度ありの1/2の補助が妥当だと考えている。

委員長：

各委員から意見、質問を求める。

B委員：

利用条件について、②、③、⑤は必要だと考える。融資限度額は、事業者のことを考えると多い方が良い。保証料補助は、融資額が上がるほど上がるため、市の予算等もあると思うので、保証料補助はなしか上限額を20万から25万とし、2分の1補助が妥当ではないか。

C委員：

②、③に加え、債権の引き伸ばしを防ぐためにも⑤は必要である。経営状況が良くなり、月々の返済額を増やしてでも借りたいという需要が高いため、①は必要ない。保証料補助については、事業資金で全額補助しているため、なしか補助するとしても、上限は必要ではないか。

A委員：

同意見である。

事務局：

次に、要検討としている、資金用途、据置期間、利子、利子補給についてご意見をいただきたい。

B委員：

据置期間は、新たな設備を導入し、稼働するまでの猶予期間や仕入れから納品までの期間として利用することが多い。事業が経過している借換融資においては必要ないと考える。融資利率については現状と同じでよい。

A委員：

他市の現状として、事業資金と比較した借換融資の融資利率を知りたい。

事務局：

多摩市、福生市については、事業資金と借換融資の融資利率は同じである。

委員長：

次に資金用途について、各委員から意見、質問を求める。

B委員：

金融機関では、借換融資において、借換元を償還するための資金部分を、運転資金としていることもあり、運転と運転設備併用の2種類でいいのではないか。

事務局：

次に運転資金の上限額についてだが、現在の事業資金において、運転設備併用の融資限度額は1,000万円であり、そのうち運転資金の上限は700万円である。借換融資では、運転資金の上限をどうするべきか。

B委員：

運転設備併用の融資実行を審査する上で、全体としていくら融資するかが重要であり、その内訳はそこまで影響がない。運転資金の上限を決めない方がいいのではないか。

事務局：

1,500万円の運転資金を借りるために、一旦700万円以下で事業資金を借りて、一年後に借り換える事業者が増える懸念があるが。

A委員：

事業者にとって、1,500万円の運転資金がほしいのは今である。また、借換融資を借りる度に、金融機関及び信用保証協会の審査があるため、懸念する必要はないのではないか。

事務局：【資料2 3 申込方法について】

左の図は、現在の融資制度の申込から貸付までの流れである。借換融資あっせん制度を導入するにあたり、申込書に、借換元の融資及び残債、借換後の経営実績の記入を必要とするため、申し込み（提出）の前に、金融機関の事前相談が必要だと考える。手続きの流れや中身についてご検討いただきたい。

委員長：

各委員から意見、質問を求める。

B委員：

事前相談を受けた証明について、専用の書式を作る予定か。

事務局：

こちらで用意する借換同意書及び誓約書に支店長印を押していただくことで、事前相談をした証明とすることを考えている。

事務局：

現在、西東京市の創業資金を申し込む事業者は、事前相談を必須としており、西東京創業支援・経営革新相談センターで中小企業診断士と事業計画書を作成している。借換融資の場合は、どうしたらよいか。

B委員：

事業実績が少ない創業者と事業計画を作る場合は、西東京創業支援・経営革新相談センターで作った方がよい。借換融資は、事業を行っている中で、事業計画を作るため、金融機関で相談した方がよいと考える。また、借換同意書及び誓約書に支店長印を押す以上、事業計画は事前にみる必要がある。

C委員：

金融機関として、貸付を行う事業者の状況を把握することは、業務上必要であり、借換の場合の事前相談は、特別負担とならない。

事務局：

事業計画書については、市で決めた形式でよろしいか。

(異議なし)

事務局：【資料2 4 借換元シミュレーション（借換要件の可否について）】

現在、本市では「事業資金」、「特別対策（平成28年度新規受付終了）」、「創業資金」という3つの借換元として、複数融資の組み合わせの場合も含めて、可能にするか否か検討していただきたい。記載されている項目のメリット、デメリットを参考に、皆様からのご意見をいただきたい。

B委員：

複数の融資を一本化すると効果があるため、④～⑦は、可能でよいと考える。⑧は検討が必要だと思う。

事務局：

③の創業資金について、一年以上経過すれば、事業資金で借りることが出来るため、不可能としている。そこを考慮すると⑤～⑦は、創業資金を含めて、複数の融資を一本化するケースだが、これをよしとするか。

B委員：

創業資金のみ借りている場合、まだ実績が少ないため、いきなり次の融資として、10年の融資に借り換えるのは難しい。逆に複数の既存融資がある場合は、事業がある程度経過しているということでもあり、一本化してよいのではないか。

A委員：

判断が難しいのは⑧の借換から借換というケース。ニーズとしてはあるがどうか。条件をつけるか。

C委員：

融資の返済が先延ばしになるという色合いは出てくると思う。

事務局：

⑧に関連して、保証料については、現在、繰上償還により保証料の返還があった場合、市への返戻を求めている。⑧を可能とした場合、その返戻金額をどう割り出すかというのが難しい。借換融資では、保証料補助はなしという条件で⑧を可能とするか。

B委員：

融資制度の新設にあたり、借換の借換まで一遍にそこまでの仕組みをつくるのは難しい。融資制度を進めながら、ニーズを考慮し改正が必要か判断した方がよいのではないか。

事務局：

では当初の制度設計では、借換の借換はできないこととする。ただし、この件については、今後も本委員会を通して、事業者のニーズを考慮しながら、引き続き検討していくべきであるという付帯意見として扱わせていただきたいが、よろしいか。

(異議なし)

2 その他

委員長：その他について、各委員から意見、質問を求める。

(なし)

委員長：

事務局より意見を求める。

事務局：

本日の会議の会議録について、後日、委員にメールで送付し、内容をご確認いただいた後、必要に応じて修正し公開の手続きを取りたいが異議はないか。

(異議なし)

委員長：

以上をもって、令和元年度第2回中小企業等資金融資検討委員会を閉会する。